

申請の仕方

各世帯に送付している申請書に必要事項を記入し、次の①、②の書類を添付して、郵送または町の給付金窓口へ提出してください。

添付書類

①申請者の公的身分証明書（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し

※申請をされる場合、必ず添付してください。

②振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※受取口座が「水道料、税等の引落しまたは払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者または代理人の名義である場合」は、通帳またはキャッシュカードの写しは添付する必要はありません。

なお、この場合でも、本人証明書類は必要です。

申請書提出・問い合わせ先

鬼北町役場総務課行政係

申請期限

平成21年10月2日(金)

(郵送の場合、消印有効)

その他

◎申請期限までに申請が行われ

なかった場合、定額給付金の受給を辞退されたものとみなします。ご注意ください。

◎町が給付金に関して電話での問い合わせを行うことはありません。もし給付金に関する電話があった場合は、振り込め詐欺の可能性がありますので、十分注意してください。

退職された方は、国民年金の「種別変更」の届出が必要です

町民課 内線216

国民年金の加入者は、職業などの違いに応じて、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。

第1号被保険者

自営業・農林漁業・学生・無職等の方

第2号被保険者

サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

第2号被保険者が退職した場合、第1号被保険者に「種別」が変わりますので、国民年金の

届出が必要となります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者についても第1号被保険者になりますので届出が必要です。

国民年金保険料〔月額14,660円(平成21年度)〕の納付については、口座振替による納付が大変便利です。ご利用ください。

※所得の減少や失業によって保険料の納付が困難な場合は、「国民年金保険料免除制度」「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。(免除・猶予制度は一定の基準があります。)

手続きに必要なもの
▽退職した場合
年金手帳、印鑑

▽免除・猶予制度を申請する場合
年金手帳、印鑑

※失業の場合「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しが必要です。

手続き先

町民課保険年金係または日吉支所総務係

「消費者の日」記念集会の開催について

産業課 内線263

日時 5月30日(土)10時30分～15時

場所 愛媛県女性総合センター 多目的ホール

参加定員 300人(当日の参加は自由です)

◎講演会(10時40分～12時) 基調講演

▽演題 「わたしたちの生活を守ろう!」▽講師 金融広報アドバイザー 岸本宏三郎氏

消費者団体等からの活動報告等

▽NPO法人えひめ消費者ネットワーク・えひめ消費生活センター友の会▽松山消費者四つ葉グループ・おもちゃ図書館きしゃぽっぽ

◎消費者の集い(13時～15時) 記念対談

▽テーマ 「エネルギーと食料を考える」▽講師 柴田明夫氏(丸紅経済研究所所長)、木元教子氏(評論家/ジャーナリスト)

◎作品展示(10時～15時) 問い合わせ先

愛媛県消費生活センター

089・925・3700